



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2016年1月(第46号)

今年は普段雪が降らない地域でも雪が降ったりと、全国的に異常気象のようですね。皆さまの地域ではいかがですか。

「事務所だより 1月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 労働保険の特別加入をご存知ですか？
- 2 学生納付特例制度とは？
- 3 雇用保険手続きにマイナンバーが必要です
- 4 当事務所から

労災保険の特別加入をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる中小企業の事業主等には特別に任意加入が認められています。今回はその加入者の範囲、手続きおよび保険料についてご紹介します。

■ 特別加入者の範囲

- ①金融業・保険業・不動産業・小売業であれば 50 人以下、卸売業・サービス業であれば 100 人以下、それ以外の業種であれば 300 人以下の労働者を常時使用する事業主
- ②労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や中小事業主以外の役員等）

■ 加入手続き

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
 - ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

■ 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365日）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。給付基礎日額とは、労災保険給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて都道府県労働局長が決定します。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-5.html>

学生納付特例制度とは？

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が国民年金保険料の納付を先送り（猶予）できる制度です。従業員のみなさんのお子さん（20 歳以上の学生）が保険料を納められない時はそのままにせず、学生納付特例を申請することをお勧めします。この制度を利用すると、保険料を納めていなくても、病気やケガで障害が残ってしまった場合には障害基礎年金を受けることができます。この制度により保険料を納めていなかった期間は将来年金額には反映されませんが、年金を受け取るための受給資格期間には算入されますので、単に保険料を未納にしているケースと比較すると年金受給額は大きく違います。

手続きは住民票を登録している市（区）役所または町村役場の国民年金窓口で行います。



雇用保険手続きにマイナンバーが必要です

昨年、個人宛および企業宛に通知されたマイナンバーが、いよいよ今月より雇用保険の手続きで必要になりました。個人のマイナンバーの記載が必要となった届出・申請書は、(1)雇用保険被保険者資格取得届、(2)雇用保険被保険者資格喪失届、(3)高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書、(4)育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書、(5)介護休業給付金支給申請書です。(3)から(5)については個人番号カードのコピーなども必要となります。

また、法人番号の記載が必要な届出は(6)雇用保険適用事業所設置届および(7)雇用保険適用事業所廃止届です。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000093029.pdf>

当事務所から



事務所日より1月号はいかがでしょうか。

今月からいよいよマイナンバーが届出の際に必要となりました。今年は雇用保険、そして来年からは健康保険、厚生年金保険にも導入されます。まだ導入されたばかりで混乱している会社も多いのではないのでしょうか。まだしばらくの間は厚生労働省の発信する情報に注意が必要です。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209 号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

藤井真由美